

「性交同意年齢」16歳に引き上げ 法制審、性犯罪要件見直し

2023/2/17 19:11

URL: <https://www.sankei.com/article/20230217-IGDWPUZ6Q5LGRLWMLNCKBVAJQM/>



刑法の性犯罪規定改正の要綱などについて、齋藤法相（左）に答申する法制審議会の井田良会長 = 17日午後、法務省

法制審議会（会長・井田良中央大大学院教授）は17日、刑法の性犯罪規定改正の要綱を齋藤健法相に答申した。性的行為について自分で意思決定ができるとみなす「性交同意年齢」を13歳から16歳に引き上げ、16歳未満との行為を処罰対象にする。また「暴行・脅迫」といった強制性交罪などの処罰要件を、同意しない意思の表明などが難しい状態にして性的な行為をしたことと改める。性的部位や下着を盗撮する「撮影罪」も新設。政府は今国会への改正案提出を目指す。

性交同意年齢は、若年者を保護する役割がある。現行の13歳は明治時代から変わらず、社会情勢の変化に対応していないとの指摘があった。改正により、16歳未満への行為は同意の有無にかかわらず処罰対象となる。近い年齢同士なら罰せず、13～15歳との行為は、加害者が5歳以上年上のケースを対象とする。